

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3039号及び第3040号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の2件の答申を行いました。

答申第3039号では、公立大学法人横浜市立大学が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

答申第3040号では、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

- (1) 「進行中の研究に関する文書」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3039号】
- (2) 「別途情報開示により頂いた不動産鑑定書（磯子区1丁目1番153）の付記5枚目（マンション用地査定表〔1/3〕）に③投下資本収益率の査定がありますが、これは、第8章第8節（基準総論）の価格形成を論理的かつ実証的に説明とは言えない。何故なら開発利潤率の定義、分母・分子が何なのか？“年3～6%”の根拠等が示されていない。従って依頼者の横浜市はそれを鑑定士に確認すべきであり、その確認した根拠等を情報開示請求する。」の非開示決定に対する審査請求についての答申
【答申第3040号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3039	令和3年8月6日	令和3年10月8日	令和3年10月11日	令和3年12月13日	個人	公立大学法人 横浜市立大学
3040	令和3年12月14日	令和3年12月23日	令和3年12月30日	令和4年1月27日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3039	「進行中の研究に関する文書」（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号又は6号ウに該当	原処分妥当

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3039		<p>・ 研究に関する情報</p> <p>（開示することにより、横浜市立大学 山中竹春主任教授が代表者の「新型コロナウイルス抗体検出を目的としたハイスループットな全自動免疫測定方法の開発及び同測定方法の社会実装に向けた研究」（以下「本件研究」という。）に関わる研究者個人の研究活動の権利利益が侵害されるおそれ又は大学の研究活動の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。）</p>	
3040	<p>「別途情報開示により頂いた不動産鑑定書（磯子区1丁目1番153）の付記5枚目（マンション用地査定表〔1/3〕）に③投下資本収益率の査定がありますが、これは、第8章第8節（基準総論）の価格形成を論理的かつ実証的に説明とは言えない。何故なら開発利潤率の定義、分母・分子が何なのか？“年3～6%”の根拠等が示されていない。従って依頼者の横浜市はそれを鑑定士に確認すべきであり、その確認した根拠等を情報開示請求する。」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>非開示</p> <p>不存在</p> <p>（作成しておらず、保有していないため。）</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3039	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《研究事業について》</p> <p>実施機関では、医療の分野における一貫した研究開発の推進とその成果の円滑な実用化に向け、研究事業を進めている。</p> <p>本件研究は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（Japan Agency for Medical Research and Development）（以下「AMED」という。）の「ウイルス等感染症対策技術の開発事業」の1つであり、実施機関がAMEDから指名され、実施しているものである。</p> <p>《本件処分について》</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書について、旧条例第7条第2項第2号及び第6号ウに該当するとしてその全部を非開示としていることから実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p>

答申 番号	判断の要旨
3039	<p>ア 公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）は、「本件研究に関する全ての書類・関連の文書全て」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、本件研究に係る約600件の行政文書を特定した。そのうち351件の行政文書を実施機関が令和3年10月8日付で行った本件審査請求文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）において非開示とし、その余のものについては、別に一部開示決定処分（以下「別件処分」という。）を行い、一部を開示している。</p> <p>イ 旧条例第7条第2項第2号該当性について</p> <p>(ア) 研究とは、研究者自身が省察、発想、アイデア等に基づき新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。研究者間の厳しい競争の中、研究者が全身全霊を注ぎ、神経をすり減らしながら構築した知の体系はもちろん、そこに至る過程や手法もまた、研究者自身の「財産」である。</p> <p>(イ) 実施機関としても情報公開制度の趣旨は尊重しているが、研究に関する情報が開示されることになれば、研究者の学問の自由が侵害されるおそれがある。また、同じ分野を扱う研究者であれば、開示された情報から容易に研究の手法や結果を推測できるため、将来にわたる研究活動の権利利益を不当に侵害されるおそれがある。このため、研究に関する情報の開示については、慎重な考慮が必要だと考えている。</p> <p>(ウ) 本件研究については、本件開示請求の時点で進行中であり、その成果は論文として発表されておらず、特許出願等もなされていなかった。</p> <p>(エ) 特に、本件研究は、世界保健機関がパンデミックを宣言し、新型コロナウイルス感染症という脅威の克服に向け、国内外で様々な研究が進められている中で開始されたものである。</p> <p>研究者は通常でも競合する研究に関する情報収集を怠らないところ、世界中で熾烈な競争が行われていたという特殊な状況を踏まえると、本件審査請求文書が開示された場合には、競合する研究者の注目を集めることが、高度の蓋然性をもって懸念される状態にあった。</p> <p>(オ) 以上のことから、本件審査請求文書を開示すれば、本件研究に関わる研究者個人の研究活動の権利利益が侵害されるおそれが大きいと判断した。</p> <p>(カ) なお、本件研究に関する行政文書であっても、研究手法や研究結果の推測に関係ないと考えられるもの、例えば、封筒などの一般的な事務用品の購入に係る文書については、別件処分において一部を開示している。しかし、特殊な用途に用いる顕微鏡等の実験用機器の購入に係る文書は、一部でも開示してしまうと研究の内容が推測されるおそれが否定できない（例えば、販売業者が明らかになるだけでも、業者ごとに取扱機器の専門分野に差異があることから、購入機器に係る推測を働かせ得る。）ので、その全部を非開示としている。</p> <p>この区分は事務担当者の判断に余る困難なものであったが、研究の秘密を守った上で、極力情報公開制度の趣旨が達成されるよう、本件研究に携わった研究者に確認した上で丁寧に検討、判断したものである。</p> <p>ウ 旧条例第7条第2項第6号ウ該当性について</p> <p>(ア) 本件研究は、企業等と取り組んだ共同研究である。最先端の研究においては、研究成果の実用化という観点から、企業等との共同研究は極めて重要な手段であり、欠かすことができないものである。</p> <p>(イ) 企業等にとって、「研究パートナーに誰を選ぶか」は、経営や投資に関する機密情報である。こうした機密情報は、競争上の地位に大きな影響を及ぼすことから、共同研究の当事者双方がお互いに関する情報を秘匿することが、業界の常識となっている。実際、本件研究に係る共同研究契約書においても「秘密の保持条項」としてこのことが明記されている。</p> <p>なお、本件研究に係る記者発表において企業名の記載があるが、これらは全て公表について同意した企業の名称である。</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3039</p>	<p>(ウ) 共同研究の相手方や研究の分担内容を公にすべきこととなれば、本件研究のパートナーの信頼を大きく損ねることになるし、実施機関と組んだ場合の情報漏えいリスクが忌避され、以後のパートナー探しが難航し、研究機関としての機能に致命的ダメージを受けることが想定された。</p> <p>(エ) また、本件審査請求文書が公にされれば、一連の研究内容や手法が、国内外の競合する研究者に推測され、実施機関の研究成果が第三者によりいち早く特許化されることにもなり得、実施機関は甚大なダメージを被ることとなる。実施機関が、当時既に新型コロナウイルスに対する4種類の抗体検出試薬の開発等に成功していたことを考えると、これは単なる杞憂ではなく、高度の蓋然性がある懸念であった。</p> <p>エ また、本件研究の成果は、新型コロナウイルス感染から1年後における抗ウイルス抗体及び中和抗体の持続性に関する調査結果に関するものがOpen Forum Infectious Diseases誌に掲載されるなど、複数の論文が海外の学術誌に掲載されている。これらの論文の要旨や論文自体が掲載されているウェブサイトへのリンクを公表するなど、実施機関は研究成果の公表にも努めているし、共同研究企業からは抗原検査試薬が発売される等、研究成果の一部は実用化もなされている。</p> <p>なお、本件研究はAMEDから指名されて実施したものであり公募に係るものではないので、審査請求人が主張するように、研究開発費の具体的な金額が公になっているという事実はない。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>ア 旧条例第7条第2項第6号ウ該当性について</p> <p>(イ) 当審査会において本件審査請求文書について見分したところ、その内容は次のようなものであった。</p> <p>a 外部の機関との研究契約に係る行政文書は、本件研究に関する契約書、契約締結に係る意思決定文書及びメール等であり、契約の相手方となる企業等の名称、実施機関から提示した研究手法等が記載されている。</p> <p>b 研究費の支払に係る行政文書は、研究機器や試薬の購入に係る契約書、伝票、債務計上一覧表等であり、本件研究に使用する研究機器の性能、試薬の名称や分量、これらを扱う企業の名称等が記載されている。</p> <p>c 研究業務の外部委託に係る行政文書は、本件研究の一部の委託に関する契約書、契約締結に係る意思決定文書及びメール等であり、契約の相手方となる企業等の名称、委託する研究業務の実施方法等が記載されている。</p> <p>d 研究倫理審査に係る行政文書は、実施機関の倫理委員会に提出した研究倫理審査申請書、当該申請に係る意思決定文書等であり、研究チームの構成、研究の実施時期、倫理審査に係る研究手法等が記載されている。</p> <p>(ロ) これらの記載に係る情報が開示された場合に、どの部分からどの程度、研究手法や研究結果が類推されるのかを個別具体的に判断することは、自然科学、医療分野の専門家ではない当審査会にとって容易なことではない。</p> <p>しかし、世界中の研究者が新型コロナウイルス感染症対策に注目していたという当時の状況を踏まえると、本件審査請求文書が開示されることとなれば、競合する研究者の目に触れることは十分に考えられるし、その場合に一定の類推が働き、競合研究者の研究に活用されることもあり得よう。</p> <p>また、その場合に実施機関が被るダメージは、研究の成果を先んじられることにとどまらず、本件研究に係るパートナーとの信頼関係の崩壊にも及ぶという実施機関の説明もまた、十分に理解できるものである。</p> <p>さらに、この場合には、情報漏えいリスクを懸念する企業等が以後の実施機関との共同研究を忌避することも考えられ、研究パートナーを欠くことは先端科学の研究機関にとって致命的ダメージとなることが想定されたという実施機関の説明も、不合理なものではない。</p>

答申 番号	判断の要旨
3039	<p>本件処分は実施機関の研究機関としての活動に係るものであるが、研究機関であっても、旧条例に定める非開示事由に該当しない行政文書を開示すべきなのは当然である。しかし、開示した場合に研究機関としての機能に及ぼす支障が甚大であることや、その支障が生じる蓋然性を総合的に考慮すると、本件処分に係る実施機関の判断は合理性があるものと評価でき、本件審査請求文書に記載された情報は、本号ウの非開示事由に該当する。</p> <p>イ 旧条例第7条第2項第2号該当性について</p> <p>実施機関は、本件審査請求文書は本号本文にも該当する旨主張している。しかし、本件審査請求文書は、上記5(4)アのとおり、旧条例第7条第2項第6号ウの非開示事由に該当するため開示しないことができる行政文書であるから、改めて本号該当性を判断するまでもない。</p> <p>ウ なお、当審査会において実施機関のウェブサイトを確認したところ、「新型コロナウイルスワクチン接種6週間後までの抗体価に関する調査報告」を掲載していること、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の血清予後予測マーカータンパク質の発見」に係る記者発表を実施していることのほか、本件研究に係る論文の要旨の掲載や、論文自体が掲載されているオンライン学術雑誌の紹介により、研究の成果を積極的に公表していることが確認できた。</p> <p>審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>《付言》</p> <p>ア 実施機関が、開示請求に係る決定を開示請求者に対して通知する際には、当該決定において特定した対象行政文書の名称について、その名称自体に非開示情報が含まれている等の場合を除き、具体的に通知書に記載することが必要であると考えられる。</p> <p>イ 当審査会が、本件処分の非開示決定通知書を確認したところ、「1 開示請求に係る行政文書」欄には「進行中の研究に関する文書」とのみ記載され、「2 行政文書の概要」欄にも「研究内容を記載している文書及び研究費の執行内容を記載している文書」としか記載されておらず、これらの記載から、特定され非開示とされた行政文書を具体的に理解することは困難であった。</p> <p>仮にその名称自体に非開示情報が含まれていると実施機関が考えた場合であっても、非開示情報に当たると考える部分をその性質を示す別の文言に置き換える等して、特定した対象行政文書の性質や種類などを可能な限り理解できるようにすることが望ましい。</p>
3040	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《公募売却しようとする普通財産（土地）の最低売却価格の設定事務について》</p> <p>横浜市では、普通財産（土地）を一般競争入札により公募売却する場合、最低売却価格の設定を行う。一定規模以上の土地の場合、当該設定は、横浜市財産評価審議会（以下「審議会」という。）において、実施機関の依頼を受けた不動産鑑定業者（以下「鑑定業者」という。）の作成した不動産鑑定評価書（以下「鑑定評価書」という。）を確認した上で、行っている。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、「不動産鑑定評価書（磯子区1丁目1番153）」（以下「本件鑑定評価書」という。）に記載された開発利潤率について、実施機関が鑑定業者から確認した根拠等を記録した行政文書と解される。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p>

答申番号	判断の要旨
3040	<p>実施機関は、本件審査請求文書を作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 横浜市が普通財産（土地）を公募売却しようとする際は、最低売却価格の設定に当たり、鑑定業者に「鑑定評価依頼書」を提示し、鑑定評価書の作成を依頼している。また、横浜市財産評価基準要綱（昭和46年9月2日財政局長決裁）により、土地の評価額が1億円以上かつ面積が1千平方メートル以上である場合は、不動産分野を中心とした学識経験者で構成される審議会へ諮問され、審議会は処分に係る価格を評定する。</p> <p>イ 実施機関は、本件鑑定評価書に係る土地が前述の基準に該当したため、本件鑑定評価書の価格の評定について審議会へ諮問を行った。諮問に先立ち、実施機関において本件鑑定評価書の内容を確認したが、不備や不明な点はなかったし、審議会においても、委員から鑑定業者になんらかの確認をするように求められることはなく、適正な評価と判断された。</p> <p>これらのことから、実施機関では、開発利潤率の根拠等も含めて、本件鑑定評価書について鑑定業者に対する確認は行っていない。</p> <p>ウ なお、「開発利潤率等」は、不動産鑑定の一手法である「開発法」において使用する数値であり、どんな土地にはどんな数値を用いるべき等の具体的な基準は存在しない。</p> <p>《本件処分の妥当性について》</p> <p>実施機関の説明によると、実施機関における確認では本件鑑定評価書の内容に不備や不明な点が認められなかったことや、審議会においても本件鑑定評価書について不備等の指摘はされなかったことから、鑑定業者には問い合わせ等を行っていないとのことである。</p> <p>当審査会において横浜市財産評価基準要綱を確認したところ、第3条に「財産の価格の評定にあたっては・・・あらかじめ横浜市財産評価審議会に諮問しなければならない。」と規定されており、また、鑑定業者に対し鑑定評価書の内容を改めて確認をするべき場合についての定めは存在しなかった。実施機関は、同要綱に基づき審議会に諮問しており、適切な手順で事務を行っていることと認められる。さらに、審議会において適正な評価と判断されたことを踏まえると、鑑定業者に問い合わせ等を行っていないことも不自然ではない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書は作成も取得もしておらず、保有していないとの実施機関の説明は、首肯できるし、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情もない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の

個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（行政文書の存否に関する情報）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881